

寒河江市こども計画（案）の概要について

1 計画策定の趣旨、背景

令和5年4月に施行された「こども基本法」は、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的に推進していくこととしております。国において、同年12月に少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

寒河江市では、「第3期寒河江市子ども・子育て支援事業計画(さがえっこすくすくプラン)」に基づき、子育て支援の充実を進めてまいりましたが、この計画と整合性を図り、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策等の施策を一体として推進するため、本計画を策定するものです。

2 計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

3 計画の性格、位置づけ

こども基本法第10条において、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。

本計画は、次に掲げる計画を包含した、こども基本法に基づく市町村こども計画として策定し、子育て施策の推進について、さがえっこすくすくプランと一体的に取り組むものとします。

計画名称	根拠法
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第9条
こどもの貧困の解消に向けた対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条

4 基本理念

安心して子どもを産み育てられ、
子どもがすくすくと育つまち寒河江

5 基本目標

【基本目標1】 こども・若者の健やかな育ちを支えるまちづくり

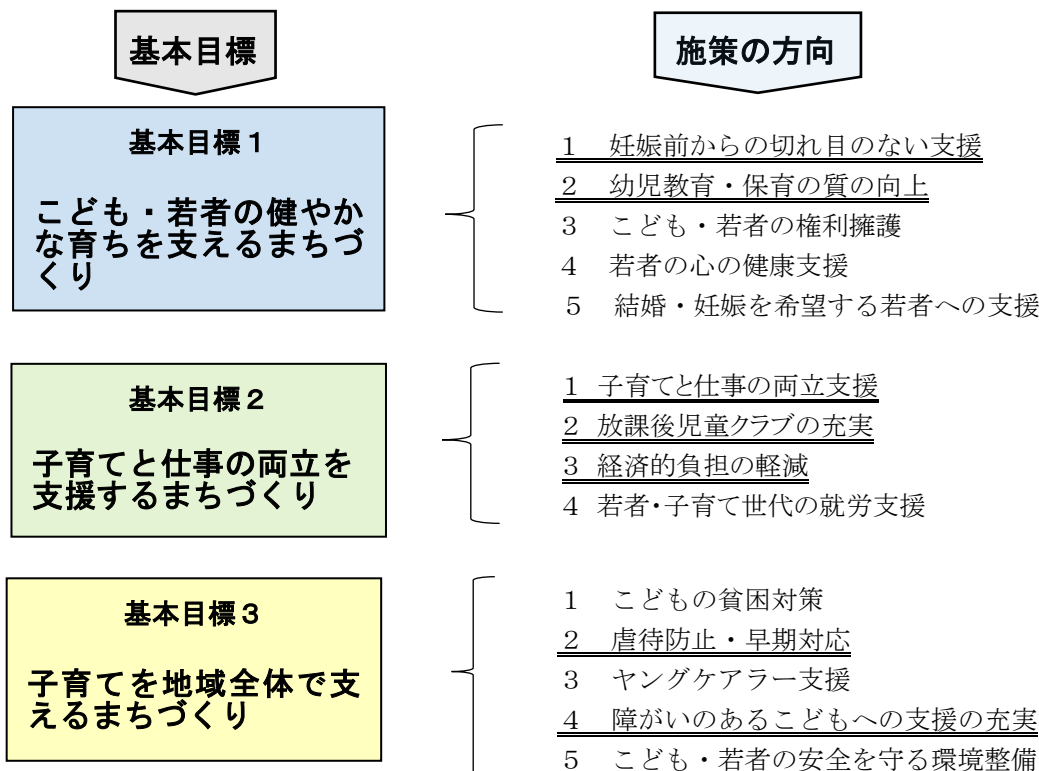
【基本目標2】 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり

【基本目標3】 子育てを地域全体で支えるまちづくり

6 施策の体系

基本目標は、さがえっこすくすくプランと連携するため基本目標2、3は共通とし、基本目標1に「若者」を加えた基本目標としております。

また、 の施策については、さがえっこすくすくプランの内容を再掲しています。



7 主な取組

前述したとおり、 の施策について、さがえっこすくすくプランの内容を再掲しております。今回、新たに項目を設定した施策に関連する取組及び拡充した取組は次のとおりです。

基本目標 1 こども・若者の健やかな育ちを支えるまちづくり 《P59～63》

施策 1 妊娠前からの切れ目のない支援 【再掲】

施策 2 幼児教育・保育の質の向上 【拡充】

こども計画の作成を前提に「こども・子育て支援事業債」の活用が可能であるため、その活用のため日常的なこども・子育て支援強化に係る施設整備及び子育て関連施設の環境の改善を追加しています。

施策 3 こども・若者の権利擁護 【新規】

こどもの権利条約の理念を踏まえ、虐待やいじめ、貧困などからこども・若者を守る仕組みを強化するとともに、こども・若者の意見を政策へ取り入れる取組を推進していきます。

施策 4 若者の心の健康支援 **【新規】**

学校や地域での心の健康教育を推進するほか、こども家庭センター等と連携した相談体制を整備していきます。さらに若者が安心して交流や活動ができる居場所や地域全体での見守りを進めていきます。

施策 5 結婚・妊娠を希望する若者への支援 **【新規】**

若者のライフスタイルや価値観が多様化する中、結婚、出産を望んだ若者が希望を叶えられるよう、関係機関と連携して支援していきます。

基本目標 2 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり **《P64～66》**

施策 1 子育てと仕事の両立支援 **【再掲】**

施策 2 放課後児童クラブの充実 **【再掲】**

施策 3 経済的負担の軽減 **【再掲】**

施策 4 若者・子育て世代の就労支援 **【新規】**

保育施設や放課後児童クラブなどの利用環境を整備するとともに、育児休業からの円滑な復帰や多様な働き方に対応した支援を進めます。また、キャリア形成や職業訓練の機会を提供し、安定した雇用の確保につなげます。

基本目標 3 子育てを地域全体で支えるまちづくり **《P67～70》**

施策 1 こどもの貧困対策 **【新規】**

こどもの貧困は、食事や学習機会の不足など、こどもの基本的な権利が侵害され、社会的孤立を招く深刻な課題です。こどもの貧困を家庭の責任ではなく社会全体の課題として理解を広め、市、企業、各種団体が連携・協働し、支援を届ける体制づくりを進めます。

施策 2 虐待防止・早期対応 **【再掲】**

施策 3 ヤングケアラー支援 **【新規】**

学校や医療・福祉機関等との連携を強化し、相談体制の整備や支援窓口の周知を進め、安心して生活を送れるよう居場所づくりや学習支援を充実させ、本人と家族の両方を支える取組を推進します。

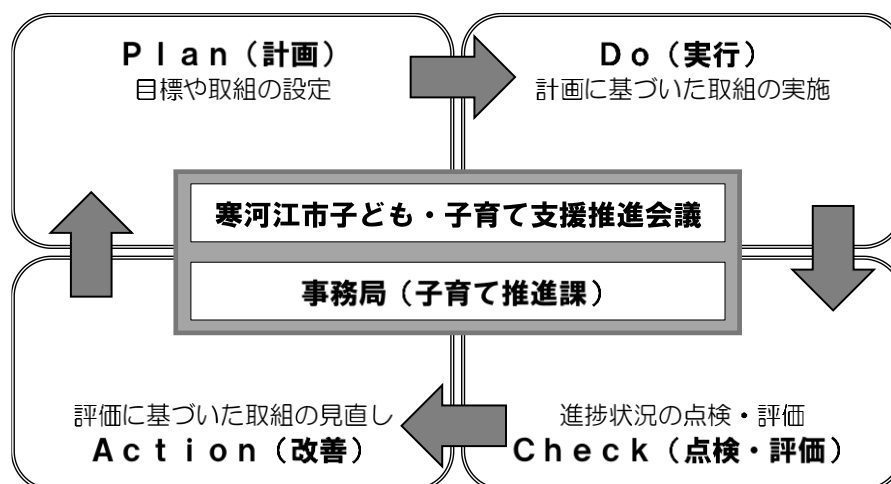
施策 4 障がいのあるこどもへの支援の充実 **【再掲】**

施策5 こども・若者の安全を守る環境整備【拡充】

インターネットの利用が低年齢化する中、情報リテラシー教育やフィルタリングの活用を推進し、有害情報や犯罪被害から守るための啓発活動を追加しています。

8 進捗管理

子ども・子育て支援推進会議において定期的に点検・評価を行い、必要に応じて改善・調整等を行います



パブリックコメントの実施について

実施期間：令和7年11月21日（金）～12月19日（金）